

ごあいさつ

長洲町では、平成23年3月に策定した第5次総合振興計画において、『みんなの力で、夢・希望・活力・安全・安心のあるまち』を将来像として、住民との協働によるまちづくりを推進しています。障がい福祉施策においては、「長洲町障がい者プラン」を基本的指針として、国や県と連携した効果的な障がい福祉施策の推進を図っているところですが、その計画期間が終了したため、「障がいのある人が安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、平成27年3月に「長洲町障がい者プラン」を策定しました。同時に策定した本計画は、国や県の福祉計画の基本指針との整合性を図りながら、本町における障がい福祉サービスを始めとする支援体制の充実を図るものです。

「長洲町障がい者プラン」及び本計画の策定にあたりましては、障がいのある人やその家族の思いを反映するため、アンケート調査を実施するなど、幅広くご意見をいただきました。

今後も、わが国の障がい福祉施策はめまぐるしく変化を続けていくことが予想されますが、本町の障がいのある人に安全・安心な生活を送っていただくため、障がい福祉施策を計画的に推進し、支援の充実に取り組んで参りますので、町民の皆様のさらなるご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、長洲町障がい者プラン・障がい福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見や多大なるご協力をいただいた皆様方に、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

長洲町長 中逸 博光

～ 目 次 ～

第1章 障がい福祉計画	1
第1節 障がい福祉計画の基本的な考え方	1
1 第4期障がい福祉計画の策定	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
4 各種計画との関連	1
5 サービス提供体制の整備.....	2
第2節 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標	3
1 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	3
2 地域生活支援拠点等の整備	5
3 福祉施設から一般就労への移行等の推進.....	6
第3節 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み	7
1 訪問系サービス	7
2 日中活動系サービス.....	9
3 居住系サービス	13
4 相談支援.....	14
5 障がい児通所支援・障がい児相談支援	16
第4節 地域生活支援事業の推進.....	18
1 必須事業.....	18
2 任意事業.....	22
第2章 計画の推進	25
1 計画の推進体制	25
2 総合的な福祉施策の推進.....	25
3 P D C Aサイクルによる進行管理と点検・評価	25

第1章 障がい福祉計画

第1節 障がい福祉計画の基本的な考え方

1 第4期障がい福祉計画の策定

町では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成18年4月の第1期長洲町障がい福祉計画の策定以来、通算3期にわたって障がい福祉計画を策定してきました。この計画の見込量等の実績や障がいのある人の意向を踏まえたうえで、平成27年度から平成29年度末に向けて、障がい施策の成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「第4期長洲町障がい福祉計画」を策定します。

2 計画の性格

障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

3 計画の期間

平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間とします。また、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 各種計画との関連

この計画は、第5次長洲町総合振興計画を上位計画とする個別計画であり、長洲町障がい者プランに包含される計画です。

また、第3次長洲町地域福祉計画、長洲町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画等の保健福祉分野関連計画や熊本県障がい者計画等の関連計画との調整を図りながら推進していくものです。

5 サービス提供体制の整備

平成 29 年度までのサービス提供体制整備についての基本的な考え方は以下の通りです。

(1) 必要とされる訪問系サービスの保障

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）の充実を図ります。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上に努めます。

(2) 希望する障がい者等への日中系活動サービスの保障

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業の充実を図ります。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や精神科病院から地域生活への移行や、介助者の高齢化に伴い生活が困難となった際に、必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図ります。

さらに、地域生活支援の機能を強化するため、圏域で地域生活支援拠点の整備を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を今後さらに進めます。併せて、就労の安定的な継続や雇用の福祉的就労（就労継続支援 A 型）の拡大についても検討します。

(5) 相談支援提供体制の確保

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むため、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

(6) 障がいのある児童への支援

障がいのある児童とその家族に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある児童に対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

第2節 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本方針
平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、12%以上を地域生活に移行とすべき本計画では、本町の実情を考慮し、地域生活移行人数を 3 人と推計します。

項目	人数	考え方
施設入所者数	29 人	平成 25 年度末時点の入所者数
目標年度の地域生活移行者数	3 人	施設入所からグループホーム等への移行見込み

(2) 施設入所者の削減

国の基本方針
平成 29 年度末の施設入所者数を、平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、4%以上を削減すべき本計画では、本町の削減数を 1 人と推計します。

項目	人数	考え方
施設入所者数	29 人	平成 25 年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数	28 人	平成 29 年度末の施設入所者数
削減見込み	1 人 4.0%	削減見込み

2 地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針

平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、平成 29 年度までに有明圏域で地域生活支援の機能を分散させた拠点を面的に整備します。

3 福祉施設から一般就労への移行等の推進

国の基本方針
<p>平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の2倍以上にするとともに、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末から6割以上増加し、全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を達成することを基本として、目標値を設定する。</p>

目標設定の考え方
<p>国の基本方針に基づいて、平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の2倍以上、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末から6割以上増加を達成すべき本計画では、本町の実情を考慮し、一般就労への移行者数を1人、就労移行支援事業の利用者数を10人としています。また、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数を有明圏域で28%と設定します。</p>

項目	人数	考え方
一般就労移行者数	0人	平成 24 年度実績
目標年度の一般就労移行者数	1人	平成 29 年度一般就労移行者数
就労移行支援事業の利用者数	6人	平成 25 年度実績
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	10人	平成 29 年度の利用者数

項目	数値	考え方
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	有明圏域内で 14%	平成 25 年度実績
目標年度の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	有明圏域内で 28%	平成 29 年度就労移行支援事業所の割合

第3節 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

平成27年度から平成29年度までの障がい福祉サービス等の必要な量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下の通りです。

1 訪問系サービス

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）の充実に努めます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者(障害支援区分1以上)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人(障害支援区分3以上)	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護 重度訪問介護	人/月	13	11	16	12	19	19
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	189	121	240	131	282	203

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護	人/月	21	22	25
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	222	233	266

2 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実に努めます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練（生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用には結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用には結びつかなかった人 ③50歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで、一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人/月	44	45	46	46	51	45
	人日/月	968	865	1012	879	1122	864
自立訓練（機能訓練）	人/月	-	0	-	0	-	0
	人日/月	-	0	-	0	-	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	2	2	3	2
	人日/月	22	6	44	34	66	33
就労移行支援	人/月	7	7	7	6	7	8
	人日/月	154	137	154	99	154	114
就労継続支援（A型）	人/月	11	13	16	20	16	25
	人日/月	242	207	352	300	352	373
就労継続支援（B型）	人/月	27	24	29	25	32	19
	人日/月	594	338	638	368	704	349
療養介護	人/月	7	6	7	6	7	6
短期入所	人/月	15	12	18	10	20	9
	人日/月	90	35	108	39	120	39

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人/月	46	47	48
	人日/月	920	940	960
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	2	3	4
	人日/月	40	60	80
就労移行支援	人/月	7	8	10
	人日/月	116	136	156
就労継続支援（A型）	人/月	28	31	34
	人日/月	420	465	510
就労継続支援（B型）	人/月	24	26	28
	人日/月	360	390	420
療養介護	人/月	6	6	6
短期入所（福祉型）	人/月	8	9	10
	人日/月	40	45	50
短期入所（医療型）	人/月	1	1	1
	人日/月	2	2	2

3 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する人に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助	人/月	2	3	3	4	4	14
施設入所支援	人/月	28	28	28	29	28	27

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	人/月	15	16	17
施設入所支援	人/月	29	28	28

※平成26年4月1日から、共同生活介護は共同生活援助に統合されました。

4 相談支援

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用するすべての障がい者 障がい福祉サービスを利用する障がい児	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘察してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入所している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人/月	8	1	12	2	16	4
地域移行支援	人/月	1	0	2	0	3	0
地域定着支援	人/月	1	0	2	0	3	0

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人/月	4	5	5
地域移行支援	人/月	1	2	3
地域定着支援	人/月	1	2	3

5 障がい児通所支援・障がい児相談支援

障がいのある児童とその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が 集団生活を営む施設等に 通う障がい児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の 機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
障がい児入所支援	障がい児	障がい児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院する障がい児に対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行い、障がい児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院している障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由のある児童または重症心身障がい児に対し治療を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)を利用するすべての障がい児	障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人/月	12	14	16
	人日/月	24	28	32
放課後等デイサービス	人/月	22	24	26
	人日/月	110	120	130
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	1	1	1
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5
障がい児相談支援	人/月	1	2	2

第4節 地域生活支援事業の推進

1 必須事業

(1) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	2	3

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	7	4	7	2	7	2
手話通訳者設置事業	人/年	-	-	-	-	-	-

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	3	4	5
手話通訳者設置事業	人/年	1	2	3

(4) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や障がい児を対象に、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日常生活用具給付等事業	件/年	290	161	300	176	300	166

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具給付等事業	件/年	170	175	180

(5) 手話奉仕員養成研修事業(新規事業)

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	5	6	7

(6) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた障がいのある人を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
移動支援事業	実利用人数/年	2	1	2	1	2	2
	延利用日数/年	2	3	2	2	2	6

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実利用人数/年	3	5	7
	延利用日数/年	15	25	35

(7) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数/年	2	1	3	2	4	3

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅱ型）	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数/年	1	1	2	1	3	1

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅲ型）	箇所	1	1	1	2	1	2
	実利用人数/年	2	3	3	2	4	2

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）	箇所	1	1	1
	実利用人数/年	4	5	6

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅱ型）	箇所	1	1	1
	実利用人数/年	2	3	4

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅲ型）	箇所	2	2	2
	実利用人数/年	3	4	5

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については未実施のため、今後必要性や事業内容について検討していきます。

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施しています。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日中一時支援事業	実利用人数/年	23	12	25	15	27	13
	延利用日数/年	-	496	-	251	-	358

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	延利用日数/年	360	384	408
	実利用人数/年	15	16	17

(2) 自動車運転免許取得助成事業

一定の要件を満たす障がいのある人が、普通自動車運転免許を取得するのに要した費用の一部を助成します。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自動車運転免許取得助成事業	人/年	1	0	1	3	1	0

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得助成事業	人/年	2	3	4

(3) 自動車改造助成事業

一定の要件を満たす身体障がいのある方が、自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自動車改造助成事業	人/年	1	0	1	0	1	0

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車改造助成事業	人/年	1	2	3

(4) 巡回支援専門員事業(新規事業)

保育所等の子どもやその親が集まる施設や場に専門員による巡回等支援を実施し、障がい「気になる」段階からの支援を行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
巡回支援専門員事業	回/年	40	45	50

第2章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるネットワークづくりを目指します。

また、障がいのある人が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

2 総合的な福祉施策の推進

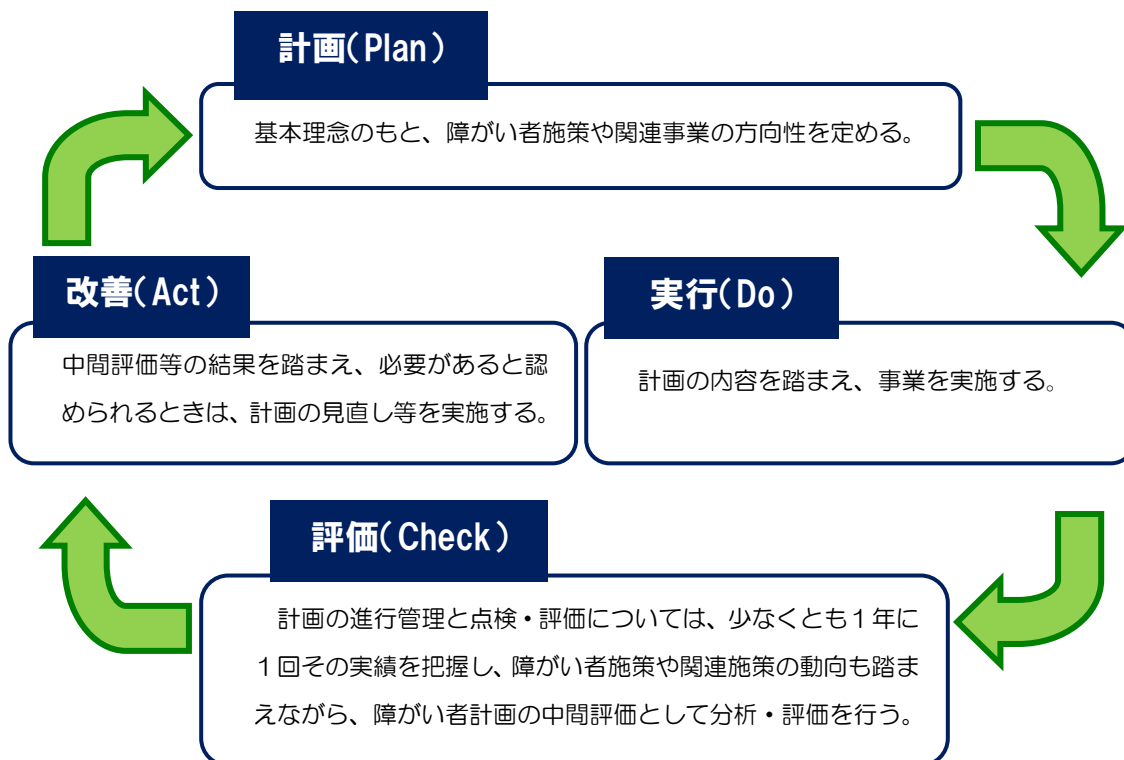
本計画における施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、「第5次長洲町総合振興計画」及び「第3次長洲町地域福祉計画」「長洲町障がい者プラン」等の上位計画及び個別計画との整合性を図り、障がいのある人が安心して生活を営むことができるよう、社会経済環境やニーズの変化に対応した適切な事業の展開を図ります。

また、広域的に対応すべき施策については、県や有明圏域の他市町との連携のもと、一体となった施策を推進します。

3 PDCAサイクルによる進行管理と点検・評価

計画の進行管理と点検・評価にあたっては、計画に定める事項について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

【障がい者プラン・障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



長洲町
第4期障がい福祉計画

平成27年3月

発行 長洲町 福祉保健介護課

〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766

T E L 0968-78-3135

F A X 0968-78-3449
